

令和7年4月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

◆健康保険法施行令の改正により、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

区分		負担額（非課税）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	一般の方	490円/食	➡ 510円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	230円/食 (91日目以降180円/食)	➡ 240円/食 (91日目以降190円/食)
③	②のうち、70歳以上の高齢者で所得が一定基準に満たない方など	110円/食	
④	指定難病又は小児慢性特定疾病の方	280円/食	➡ 300円/食

◆平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者様は、1食あたり負担額260円となります。

一般財団法人岩手済生医会
三田記念病院 院長
(令和7年4月 医事係作成)